

農地法第3条許可申請書 添付書類一覧表

箕輪町農業委員会

申請書の受付は、毎月5日～20日です。(土日・祝日を除く)

	書類名	備考	チェック欄	
			申請人	事務局
1	許可申請書	双方の捺印及び捨印を押してください。		
2	許可申請書(別添)	農地を耕作できるか判断する書類になりますので、必ずご提出ください。		
3	土地登記簿謄本 (全部事項証明書に限る)	法務局伊那支局で交付を受けてください。		
4	土地の地番を表示する図 (公図の写し)	法務局伊那支局で交付を受けてください。 (インターネットの登記情報提供サービスで取得した公図も可)		
5	申請地の位置図	住宅地図等の写しに申請地がわかるように色付けしたもの。		
6	地元農業委員への説明	申請内容について、申請地のある地区の農業委員へ説明を行ってください。(申請地の農業委員については事務局までお問い合わせください。)		
7	住民票(全員)の写し (申請者が町外の場合)	申請者が町外の場合に添付してください。		
8	農地基本台帳又は耕作証明書 (所有する農地が町外の場合)	所有する農地が町外の場合は、該当市町村の農業委員会で取得してください。		
9	営農計画書 (新規就農の場合)	新規就農する方は添付してください。		
10	法人設立届出書類一式 (法人の場合)	農業生産法人が申請する際には必要です。 原本証明をしてください。		

各1部を添付してください。

<申請に必要なチェック事項>

・申請農地に貸借設定がある場合は、合意解約書が必要です。	
・全ての農地について、権利取得者自らが耕作するかどうか。(利用権設定等は緩和有り)	
・農作業に常時従事できるか。	
・通作距離等からみて、効率的耕作ができるか。	

(注) 下限面積については令和5年4月1日から廃止となりました。

☆ 許可後は、該当する土地改良区に所有者変更手続きを行ってください。